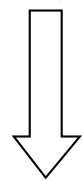


■お申し込みから入居までの手続き

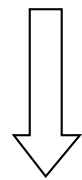
① 利用申込書の事前相談・施設見学



ご利用いただくためには、お申し込み手続きをしていただく必要があります。まずは、お電話をいただき、事前相談いただくことをお勧めしております。ご相談はいつでも何度でも結構です。費用はいただきません。

ご相談いただく場所は、施設見学を兼ねてお越しいただくことをお勧めしております。お車をお持ちでない方は、最寄り駅またはご自宅までお迎えに参ります。お気軽にお申し付けください。なお、施設ご利用料金につきましては、この段階では提供するサービス内容や収入によるご負担額が定まっておりますので、概算をお伝えいたします。

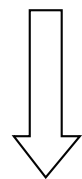
② 仮申し込み(第一次判定)



申込書類(様式1~3)に記入の上、施設窓口にご持参ください。郵送での受付もいたしております。

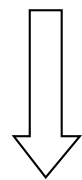
受付後、現在利用されている介護事業所やケアマネジャーに介護の状況や病気の状況等を問い合わせいたします。介護保険を利用されていない方は、ご家族や病院にご意向をお尋ねいたします。

③ 利用者面談



仮申し込みをいただいてから、7日以内に利用者面談日の調整を行います。面談場所は、現在のお住まいに当施設の「ケアマネジャー」がお伺いいたします。これは、認知症の発症や進行を軽減するために、ご利用者様の生活歴を確認させていただくことも兼ねております。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

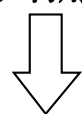
④ 本申し込み・利用判定会議(第二次判定)



面談後、本申込書類(左記参照)を提出いただき、申込受理とさせていただきます。毎月下旬に入所判定会議を行い、ご利用の判定をさせていただきます。

- ・利用可の判定 ;ご連絡から2日以内に利用の意思表示をいただいております。
- ・利用不可の判定;ご提出いただいた書類をお返しいたします。

⑤ 利用契約



ご利用の意思を確認させていただいた後、利用契約を締結いたします。このとき、サービス開始日を決定いたします。

⑥ サービス利用開始

入居施設へお申込の方は、入居日に「リビングウィル「ターミナルケア」についての説明を「身元引受人様」へ行います。少しお時間がかかりますので、時間に余裕を持ってお越しくささい。

■医療対応

○：対応可 ×：対応不可 △：要相談

介護食	○	褥瘡・床ずれ	○	肝炎	○	パーキンソン病	○
流動食・嚥下食	○	たん吸引	△	結核	△	廃用症候群・生活不活性病	○
療養食	○	人工透析	△	疥癬(かいせん)	△	うつ・鬱病	○
リハビリ	○	気管切開	×	梅毒	○	統合失調症	○
糖尿病・インスリン	○	中心静脈栄養(IVH)	×	HIV・エイズ	△	リウマチ・関節症	○
胃ろう	×	カテーテル・尿管バルーン	○	ブドウ球菌感染症(MRSA)	○	骨粗しょう症・骨折	○
鼻腔・経管栄養	×	ペースメーカー	○	アルツハイマー型認知症	○	脳梗塞・脳卒中	○
ストーマ・人工肛門	○	筋萎縮性側索硬化症(ALS)	○	脳血管性認知症	○	心筋梗塞・狭心症	○
在宅酸素療法	○	誤嚥性肺炎	○	前頭側頭型認知症	○	がん・末期癌	○
人工呼吸器	×	喘息・気管支炎	○	レビー小体型認知症	○	看取り介護	○